



## 県外での妊婦健康診査 (里帰り出産など)を ご予約の皆さまへ

妊娠届出時にお渡しした「妊婦一般健康診査受診票」は、徳島県内での使用を原則としています。

妊婦健康診査を県外医療機関で受診される場合、払い戻しができますので健診受診後に申請手続きが必要になります。

### 【助成について】

- **県外で乳児健診を受診された方は、請求に基づき払い戻しします。**  
**払い戻しを希望される方は、必要書類を添えてご請求ください。**  
払い戻し金額は、つるぎ町の定める基準単価合計額を上限とします。  
助成回数は14回までです。  
対象となる健康診査内容は妊婦一般健康診査受診票に記載されている検査項目のみが対象となりますのでご了承ください。
- **受診後、お早めに申請手続きをしてください。数回分をまとめて申請することも可能ですが、2月～3月に県外医療機関を受診される方は、4月30日までに申請をお願いします。**

### 【申請に必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 医療機関発行の領収書原本と診療の明細書
- ③ 振込先口座がわかるもの
- ④ 未使用の妊婦一般健康診査受診票
- ⑤ 母子健康手帳



～申請及びお問い合わせ先～

つるぎ町保健センター  
電話 0883-62-3313